# 第３回令和６年能登半島地震対応検証委員会

## 説明資料

令和６年11月22日
射水市

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ① 住民の避難行動

※下線は第２回検証委員会から追加した項目

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **津波ハザードマップの理解・周知** | ・原則、徒歩による避難を周知 | **[地域防災計画]**<br>**津波ハザードマップの普及・啓発**<br>「射水市津波ハザードマップ」を、市ホームページ、広報誌等を通じ公表し、住民への啓発を行うとともに、ワークショップ、市政出前講座を開催し、内容を住民に周知する。<br><br>市は、射水市津波ハザードマップを住民に周知し、市の津波の特徴、津波の浸水範囲、避難路、避難場所など津波災害に際する避難について、知識の普及・啓発を実施する。 また、市は、津波からの避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、市の津波の特徴の説明を行うとともに、避難意識の高揚を図る。<br><br>**※地域防災計画**<br>災害対策基本法に基づき、地方自治体の防災会議が作成する計画。<br><br>**※地区防災計画**<br>市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が自発的に行う防災活動について定める計画。 | ・津波ハザードマップの普及と啓発を推進するため、市広報で一層周知するとともに、各地区で市による出前講座を行い、地区全体の防災意識の向上に努める。【参考】出前講座回数<br>R６年度（11/22現在）51回<br>R3～R5年度平均　23回 |
| | ・津波を想定した避難方法を検討し、実効性のある訓練を実施 | | ・各地区において避難経路の確認や共助を基本とする避難行動（避難の呼びかけ、要配慮者の介助）など、実践的な津波避難訓練を継続して実施することにより、住民一人ひとりの避難行動の習熟度を高める。<br>・市は実践的な訓練について助言するなどによる積極的支援を行い、訓練実施を促進する。 |
| | ・海抜表示看板を拡充（増設、浸水深を追記） | | ・津波リスクのある沿岸部を中心に浸水深や海抜を記した看板を段階的に増設し、住民の防災意識の高揚を図る。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ① 住民の避難行動（続き）

<table>
<tr><th rowspan="2">課題</th><th rowspan="2">対策案</th><th colspan="2">地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等</th></tr>
<tr><th>現行計画の対応箇所（抜粋）</th><th>見直しの方向性等（案）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">避難方法・手段</td><td>・自動車による避難ガイドラインの検討</td><td rowspan="4">[地域防災計画]<br>徒歩避難の原則<br>落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討する。<br><br>[津波避難計画]<br>避難の原則<br>津波避難対象区域外のできるだけ内陸部又は高台へ避難する。時間的・地理的要因により、避難対象区域外に避難できない場合は、指定緊急避難場所等を活用し避難する。<br><br>避難方法<br>徒歩を基本とする。ただし以下の場合は車両の使用を認める。①高齢者や障害者などが長い距離を避難する場合②避難者が自力で避難できない等。</td><td>・人流分析結果を踏まえて、自動車による避難の運用方法について検討し、自動車による避難ガイドラインを作成するなど市民への周知を図る。</td></tr>
<tr><td>・渋滞箇所をハザードマップに追記し、可視化することで徒歩による避難を促進</td><td>・ハザードマップにおいて、想定される範囲の渋滞箇所とそのリスクを可視化することで、車での避難を抑制し、徒歩による迅速な避難を促進する。</td></tr>
<tr><td>・指定緊急避難場所の確保</td><td>・時間的・地理的要因により、避難対象区域外に避難できない場合のリスクを軽減するため、沿岸部を中心に指定緊急避難場所の確保に努める。</td></tr>
<tr><td>・地区防災計画策定の推進に合わせて、「マイ・タイムライン」の作成を促進</td><td>・津波避難計画を見直すなど、地区ごと・ケースごとの最適な避難場所・避難方法等の情報提供を図る。また、地区防災計画の策定と絡めて、住民一人ひとりの「マイ・タイムライン」の作成を促進する。</td></tr>
</table>

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ① 住民の避難行動（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **地区ごとの避難方法の習熟** | ・津波ハザードマップの浸水リスクを周知 | **[地域防災計画]**<br>**自主防災組織等の育成・強化**<br>地域における防災活動の中心となる、自主防災組織の育成・強化を図るとともに地区防災計画の策定に努め、地域防災力の向上に努める。<br><br>**住民に求められる津波からの避難等**<br>避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。<br><br>**[津波避難計画]**<br>**津波に対する教育・啓発及び訓練の実施**<br>ワークショップの開催　地区ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために、地区住民等の参画を得て、まちまわり等により避難先や危険箇所等の確認を行う。 | ・津波ハザードマップの普及と啓発を推進するため、市広報で一層周知するとともに、各地区で市による出前講座を行い、地区全体の防災意識の向上に努める。【再掲】 |
| | ・地域防災計画やマニュアル等において、地区防災計画の策定推進方法を具体的に記載 | | ・市で出前講座等を実施し、地区防災計画策定のプロセスや立案の重要性等を示す。計画作成の手引きの活用や防災士をアドバイザーとして派遣する制度等を活用し、計画策定を推進する。 |
| | ・危険度の高い地域への積極的な対応を検討 | | ・避難困難地区など危険性が高いエリアについては、市が地区防災計画の策定を優先的に働きかける。避難困難地区では専門的な知見や幅広い検討が特に必要であり、専門家の派遣等も含めて計画策定に関する支援を重点的に講じる。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **避難所の開設（解錠）** | ・解錠ボックスの設置や緊急時にガラスを割る位置を共有 | **[地域防災計画]**<br>**避難所の運営主体**<br>避難所は、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設・運営する。ただし、震災などの大規模かつ突発的な災害時には、住民だけでなく市職員及び施設管理者も被災者となり、市による避難所開設が間に合わない状況も予想されるため、避難者による自主的な避難所運営が必要となる。この場合、避難者が避難所運営の主体となり、市及び施設管理者は、後方支援を行う。 | ・沿岸部のコミュニティセンター、小中学校を中心に**地震解錠ボックスを段階的に設置**する。<br>・避難訓練において、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者協力による避難所開設・運営の訓練を継続して実施することで、避難所の開設（解錠）手順等の習熟を図る。 |
| | ・ファーストミッションボックス（避難所開設・運営の手順 等をまとめたもの）の設置 | **[避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]**<br>**避難所施設の鍵の保管**<br>鍵の保管・管理方法等を事前に決定し、避難所ごとに「鍵管理・緊急時連絡先一覧」を作成し、定期的に見直し、更新する。 | ・避難所の施設職員や担当職員よりも避難住民が早く到着した場合でも、住民自ら施設の解錠ができるように、**地震解錠ボックスやファーストミッションボックスの設置と運用に関する事項を避難所開設・運営マニュアル等に追記**し、その活用方法について住民に周知を行う。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **配備職員の分掌事務（避難者名簿の作成等）の対応難** | ・避難所における人数把握、円滑な被災者支援のため、デジタル技術を活用したシステムの導入を検討 | [避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]<br>**避難者名簿の作成・管理**<br>避難者名簿への記入は、世帯単位で避難者自身が記入し、避難者グループの代表者または被災者管理班に提出してもらう。受付窓口で対応できない場合は、避難者グループ代表者に協力を依頼し、避難者名簿への登録を徹底する。<br><br>**応急避難所準備組織の立上げ**<br>避難者の安全を確保するため、応急的な避難所運営組織として「応急避難所準備組織」を立ち上げ、避難所の状況確認を素早く実施する。 | ・施設の運営や管理の効率化・改善に向けて直ぐに取り組める方法等について、デジタル技術の活用も含めて検討を進める。<br>・現在、県と共同で実証実験を行っているDigi-PocTOYAMA(災害時避難者の情報管理等）の結果を踏まえて、避難所開設・運営や物資管理の効率化を図る。 |
| | ・<u>避難所運営組織の立ち上げ方法や習熟方法等について検討</u> | | ・避難訓練において、避難所開設担当職員、施設管理者、避難者（住民）の三者協力による避難所開設・運営の訓練を継続して実施することで、避難所の開設（解錠）手順等の習熟を図る。【再掲】<br>・市は**実践的な訓練マニュアル等の作成**・提供などによる積極的支援を行い、訓練実施を促進する。【再掲】 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **避難所内の利用区分** | ・避難所の適正な収容可能人数について、施設毎の設定が可能か検討 | **[避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]**<br>**避難者受入スペースの確認(事前対策)**<br>各避難所において、避難者を受入れるスペース（施設・部屋等）について、事前に自主防災組織、施設管理者及び市で確認を行っておく。特に、受入れてはならない施設・部屋や使用する施設・部屋の優先順位について事前に検討を行い、相互理解を得ておくこととする。<br><br>避難所のスペースの一部に、高齢者、障がい者等の要配慮者の専用スペースを設置できる場所を確保し、間仕切り板、簡易ベッド、車椅子、障がい者用トイレ、スロープ等の整備に努める。また、発熱・咳等の症状が出た避難者のための専用スペースを設置できる場所も確保し、一般避難者とゾーンや動線を区別できるよう配慮する。 | ・避難所の環境改善のため、国が示す指針に沿って、**避難所ごとに実質的な収容可能人数を算出し、避難計画等に反映**する。 |
| | ・施設の使用場所や備蓄品の場所等、施設管理者・地域・市で協議し、事前に決定 | | ・避難所ごとに施設の特性に合わせた利用区分・利用規定等について三者協議で定め、事前に地域住民への周知を図る。また**施設の利用区分・利用規定等をファーストミッションボックスに同梱**することで、開設当初から避難者同士で確認・共有ができるようにし、円滑な避難所運営を図る。 |
| | ・ファーストミッションボックスと絡めた運用 | | ・同上 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **避難所の運営・運営主体等** | ・避難所の特性に合わせて、避難所ごとに施設運用を検討 | **[避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]**<br>**応急避難所準備組織の立上げ**<br>避難者の安全を確保するため、応急的な避難所運営組織として「応急避難所準備組織」を立ち上げ、避難所の状況確認を素早く実施する。<br><br>**応急避難所準備組織の設置**<br>ア）避難者が２０人程度集まった時点で応急的な組織作りを始める。<br>イ）組織のリーダー１名、サブリーダー２名を選出する。<br>※ リーダーとなる人は、自治会・町内会、自主防災組織の役員、その他避難者から推薦された人 | ・各避難所において、三者（避難者、施設管理者、市職員）の協力体制による避難所運営について具体的に役割分担等を決定する。<br>・実践的な訓練を継続して実施することで、マニュアルの改善を適宜行いつつ、習熟を図る。 |
| | ・避難所の立ち上げにおけるリーダー選出の必要性や選出方法を周知 | | ・避難所運営組織のリーダー、サブリーダー、支援スタッフ等の役員について事前に決めておく。また、地域の防災訓練等を通じて習熟を図る。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **備蓄品の不足・管理** | ・各施設に備蓄品の保管スペースの確保（拡大）について協力依頼し、備蓄数量の増に努める | ［地域防災計画］<br>**食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備**<br>被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制を定めておくとともに、防災資機材等の整備を推進する。更に、要配慮者に配慮した品目を積極的に補充する。また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、市は、日ごろから、個人備蓄の啓発・奨励を行う。 | ・施設管理者と協議を行い、備蓄品の保管スペースの拡大と、備蓄数量の増加を図る。 |
| | ・施設側と協議の上、必要な物資の設置を検討 | | ・同上 |
| | ・デジタル技術を活用した備蓄品の管理・運用 | | ・現在県と共同で実証実験を行っているDigi-PocTOYAMA(災害時避難者の情報管理等）の結果を踏まえて、避難所開設・運営や物資管理の効率化を図る。【再掲】 |
| | ・家庭での備蓄の推進 | | ・個人備蓄が基本であることから、出前講座や市広報等での周知により、個人備蓄の啓発・奨励を行い、自助の推進を図る。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **要配慮者・避難行動要支援者への対応** | ・要配慮者のため、授乳等で利用するスペースを事前に決めておく | [避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]<br>**避難者受入れスペースの確認**<br>避難所のスペースの一部に、高齢者、障がい者等の要配慮者の専用スペースを設置できる場所を確保し、バリアフリー設備の整備に努める。 | ・避難所の利用区分の一部として、要配慮者の受け入れスペースについて地区防災計画に定め、地区住民への周知を図る。 |
| | ・避難行動要支援者に対する地域の支援マニュアルを作成し、支援協力体制を確立 | [地域防災計画]<br>**避難行動要支援者の支援体制の整備**<br>避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 | ・避難行動要支援者に係る、個別避難計画の作成を推進し、個別避難計画に沿った実践的な避難訓練を福祉施設等とも連携して継続的に実施し、関係者との協働体制の構築や支援者の習熟を図る。 |
| | ・<u>要配慮者に配慮した品目を積極的に補充することを検討</u> | [避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]<br>**要配慮者への救護**（救護班の業務）<br>要配慮者の避難所での生活の障がいを取り除くために、要望を聞き、必要な設備・用具を調達する。 | ・施設関係者や実務担当者等の意見を踏まえて、要配慮者に必要な物資の補充・調達を検討する。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **女性のプライバシー等への配慮と女性視点の活用** | ・段ボール間仕切り等によるプライベートスペースや更衣室、妊産婦のための授乳室等の確保 | [避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]<br>**避難スペースの確保**<br>女性専用室（更衣、授乳、乳幼児室、洗濯場、洗濯物干し場、洗面所）の確保に努める。女性用の施設については、人の目線や導線等についての配慮を行う。<br>避難者の最低限のプライバシーが確保されるよう、間仕切りやついたてなどの資機材の調達を検討する。 | ・女性のプライバシーに配慮した専用スペースの確保や動線配置などについて避難所ごとに地域の事情に応じて事前に決めておくなど、円滑な避難所運営に努める。 |
| | ・男女のニーズの違いなどに配慮し、運営スタッフに女性を積極的に登用 | **避難所運営委員会**<br>運営委員会は、自主防災組織の役員や各活動担当の長、市災害対策本部・避難所班員、施設管理者等で構成する。<br>特に、要配慮者（高齢者、障がい者、子ども等）への支援や男女のニーズの違いなどに配慮し、女性を積極的に登用する。 | ・避難所運営スタッフに女性を積極的に登用することに留意し、適切な避難所運営体制の構築に努める。 |
| | ・<u>セクシャルマイノリティへの配慮について、マニュアル等へ記載</u> | | ・セクシャルマイノリティへの配慮について国や県の指針に基づき、必要に応じて**計画やマニュアル等の見直す。** |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **ペット同行避難への対応** | ・ケージに入れての避難や屋外での飼育スペース等確保 | [避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]<br>**ペット連れの避難者への対応**<br>ペット連れの避難者に対しては、ペットの飼育ルールを説明するか、又はコピーを配布し、管理の徹底を図る。ペットの飼育場所を居住スペースから離れた場所に設置する。ペットの飼育は、ペットを持ち込んだ避難者自身が行うものとする。 | ・ペットの飼育場所について、避難所開設・運営マニュアルに沿って適切な運用が実施されるよう、避難訓練等を通じて習熟を図る。 |
| | ・ペット同行避難所の検討 | | ・同上 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ② 避難所開設・運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| 避難者要望への対応（食料・物資の配布） | ・地域防災計画等に避難先の切り替え時期や備蓄品の提供時期について明記 | [避難所開設・運営ﾏﾆｭｱﾙ]<br>**食料・物資の配布**<br>配布を行う場合には、配布ルールを決め、委員会の協力を得てから実施する。物資や食料が避難者数に足りない場合は、高齢者、子ども、妊婦等の避難者へ優先的に配布する。配布に当たっては、状況に応じて適切な方法により配布を行う。 | ・食料・物資の配布について、避難所開設・運営マニュアルに沿って適切な運用が実施できるよう、避難訓練等を通じて習熟を図る。 |
| | ・各避難所での運営スタッフの役割の明確化及び担い手育成について検討 | | ・避難所運営主体となる三者の連携による実践的な訓練を継続的に実施することで、運営スタッフの役割の習熟や担い手育成を図る。 |
| | ・<u>女性に配慮した物資の配布方法について検討</u> | | ・避難所内において、女性専用の配布品受渡しブース等をプライバシーに配慮して設置する。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ③ 災害対策本部の運営

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **人員確保** | ・職員参集基準の見直しを検討 | ［地域防災計画］<br>**第２次非常配備、第３次非常配備の職員参集基準** | **・職員参集の基準となる災害発生レベルを引き下げる。** |

| | 災害発生レベル | 職員参集基準 |
|---|---|---|
| 第２次<br>非常配備 | 「震度５強」<br>及び<br>「津波警報発表」 | 各部長、班長、係長以上が参集<br>（職員総数の１/３程度） |
| 第３次<br>非常配備 | 「震度６弱以上」<br>及び<br>「大津波警報発表」 | 職員全員が参集<br><br>「避難所開設担当職員」は各担当避難所へ参集 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ③ 災害対策本部の運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **職員分掌事務の対応難** | ・災害対策本部での各担当班が自律的に機能するよう体制を周知、確認 | [地域防災計画]<br>**射水市職員行動マニュアルの活用・充実**<br>災害発生時、各部各班の初動期における活動を迅速かつ的確に行うため、修正等を行い、充実を図る。<br><br>**初動体制の習熟**<br>初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員参集訓練及び災害対策本部設置訓練を実施し、習熟を図る。 | ・災害対策本部において各担当班からの情報集約・共有を密にし、各担当班が刻々と変化する災害状況をリアルタイムで総合的に把握でき、的確な支援活動ができるように体制の強化を図る。また、実践的な防災訓練等を通じて習熟を図る。<br>・現行の計画に記載のとおり、実践的な訓練を通じて、関係各部各班の役割の習熟に努める。 |
| | ・情報収集・伝達、広報活動等でデジタル技術を活用し、円滑かつ効果的な手法を検討 | | ・情報収集・伝達、広報活動等において、デジタル技術を活用し、双方向で情報共有が可能なシステムを導入するなど、通信手段の充実を図る。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ③ 災害対策本部の運営（続き）

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **避難者等への情報伝達手段** | ・屋外拡声子局からの放送だけではなく、複数の媒体を活用した情報の伝達 | [地域防災計画]<br>**被災者等への的確な情報伝達活動**<br>市は、情報収集・伝達手段として、特に、防災行政無線等の無線系の整備やＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。さらには、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。<br>また、市及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。<br><br>**防災行政無線の整備**<br>防災行政無線のデジタル化とともに、市内全域を網羅する防災行政無線の整備に努める。更に、多種・多様な伝達手段等と連携した、防災情報システムを構築する。<br><br>**デジタル防災行政無線システムの活用**<br>「デジタル防災行政無線システム」を活用して、災害時における避難指示等の緊急情報の迅速な伝達を行う。 | ・避難情報の伝達について、デジタル技術を活用した効果的な手法について引き続き検討する。 |
| | ・フェーズごとに整理された情報発信 | | ・刻々と変化する災害情報について外部機関とも連携を取りながら収集・整理に努め、避難者に対しフェーズごとに的確な情報発信ができるよう体制の強化を図る。 |

# 計画・マニュアル等の見直しの方向性の整理

## ④ 関係機関との連携、受援体制

| 課題 | 対策案 | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>現行計画の対応箇所（抜粋） | 地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等<br>見直しの方向性等（案） |
|---|---|---|---|
| **受援体制の機能不全** | ・日頃から研修や訓練等を通じた、受援体制の確認 | **[地域防災計画]**<br>**相互応援体制の整備**<br>市は、あらかじめ協定を締結するなど広域的相互応援体制の整備充実を図る。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画（マニュアル）に沿って受援体制の整備に努めるものとする。 | ・受援体制の流れや支援機関との連絡方法等について双方が定期的に確認し、防災訓練等を通じて習熟を図る。 |
| | ・県内で共同利用が進んでいる「被災者生活再建支援システム」を導入することで、作業効率の向上、職員の負担軽減を図る | | ・被災者生活再建支援システムを導入する等、応援職員を円滑に受け入れるための支援体制を整備する。 |

# 今後のスケジュール

## 第４回 検証委員会

日時：２月上旬（未定）
内容：検証結果の報告
とりまとめ